

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第2回所沢市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和5年8月23日(水) 午後1時30分～2時20分
開 催 場 所	所沢市役所 高層棟7階 研修室
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)
説明者の職・氏名	
報告事項	
議 題	1. 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定に係る諮問について・公開 2. その他・公開
会 議 資 料	国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて【概要】 資料1 法定賦課限度額(国)の推移 資料2 埼玉県内市町村賦課限度額 令和5年度 資料3 賦課限度額の引上げ試算比較表 資料4 令和6年度改正 <令和5年度法定限度額に引き上げた場合における所得階層別世帯状況表>
担当部課名等	健 康 推 進 部 長 越智三奈子 健 康 推 進 部 次 長 大出 久美 収 税 担 当 参 事 大野 義彦 国民健康保険課長 石川 純也 国民健康保険課主幹 遠藤 康代 国民健康保険課主査 水口 文枝 国民健康保険課主査 敦賀 直幸 国民健康保険課主査 高橋 大輔 国民健康保険課主査 粉川 亮介 健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
司 会	開会
会 長	開会の挨拶
司 会	<p>所沢市国民健康保険に関する規則第 4 条第 3 項に基づき会議が成立している旨報告（委員 21 名中 14 名出席）。</p> <p>続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。</p> <p>事前にお送りしました資料の他に、全部で資料が 2 枚と冊子が 2 冊ございます。</p> <p>1 点目、本日の席次表が 1 枚 2 点目、運営協議会委員名簿が 1 枚 3 点目、「国民健康保険必携」2023 年度版が 1 冊 4 点目、埼玉の国保 8 月号が 1 冊</p> <p>以上となります。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次第に則って進めてまいります。これからの議事の進行につきましては、「所沢市国民健康保険に関する規則」第 4 条第 1 項によりまして会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>本橋会長よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。議事に入る前に、事務局から何か説明があればお願いします。</p>
司 会	<p>それでは議事に入ります前に、「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づきまして、本日の会議内容につきましては、議題 1. 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定に係る諮問について、及び議題 2. その他、ともに公開とお知らせしております。ご了承いただきたいと思います。</p> <p>また、傍聴者へ配付する資料につきましては、</p> <p>①傍聴人配布用の表紙「傍聴人の皆様へ」 ②本日の会議次第 ③本日の資料（賦課限度額の見直しについて【概要】、資料 1～資料 4）の計 7 枚となります。</p> <p>なお、会議録の記録、確定につきましては、これまでと同様、会議録は要約方式とし、発言者の委員名については「委員」とだけ記載い</p>

<p>司 会</p>	<p>たします。 また、会議録の確定につきましては、会長にご承認いただき署名確定する方式でよろしいでしょうか。 ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま会議の公開等について事務局より説明がありましたが、いかがでしょうか。 説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」の声がありましたので、そのように決定させていただきます。 それでは、議題に入ります前に、傍聴人の確認をとらせていただきます。 事務局、本日傍聴の方はいらっしゃいますか。 [傍聴人なし] 傍聴希望の方はいらっしゃらないとのことですので、早速、議事に入ります。 議題 1. 「所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定に係る諮問について」でございます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>司 会</p>	<p>議題 1. 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定に係る諮問についてですが、国民健康保険税の改定となる重要な審議事項であることから、本運営協議会の審議に諮り、答申をいただきたいと考えております。 そのため、これより諮問を行わせていただきます。</p>

<p>市 長</p>	<p>諮問 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について 所沢市国民健康保険運営協議会 会長 本橋 栄三 様 所沢市長 藤本 正人</p> <p>このことについて、所沢市国民健康保険に関する規則第 2 条の規定に基づき、諮問いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 諮問事項 令和 6 年度国民健康保険税の後期高齢者支援金等分賦課限度額を 20 万円から 22 万円に改める。</p> <p>2 諮問の趣旨 国民健康保険税については、受益と負担の関係から被保険者の納税意欲に与える影響や、国民健康保険制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、保険税の負担額に一定の上限が設けられています。</p> <p>当市においては、令和 4 年度の法定賦課限度額が適用されていますが、国では令和 5 年度において法定賦課限度額の引上げが実施されています。</p> <p>賦課限度額を法定賦課限度額に引き上げる必要性としては以下の点が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高所得者層に能力に応じた負担をいただくことで低所得・中間所得者層に配慮した保険税の設定が可能となること ・広域化により始まった保険者努力支援制度を通じた交付金の獲得が見込まれること ・国民健康保険法に基づく県による指導監査の重点事項であること <p>以上の点や所沢市の厳しい国民健康保険財政を踏まえ、更に歳入を確保する観点から賦課限度額の改定を行いたい。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>司 会</p>	<p>委員の皆様へも、諮問書の写しをお配りいたします。</p> <p><諮問書の写しを配付></p> <p>さて、ここで市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>市 長</p>	<p>市長挨拶</p>
<p>司 会</p>	<p>市長は所用のため、これにて退席させていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局より、議題 1. 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について、説明をお願いします。</p>

事 務 局	<p>それでは、所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定についてご説明いたします。</p> <p>はじめに、右上に「概要」と記載された「国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて」をご覧ください。</p> <p>改正に至った経緯・目的でございますが、国の定める法定限度額が改正され、本年4月1日から施行されております。</p> <p>改正の内容は、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直すというもので、医療給付費分を65万円のまま据え置きし、後期高齢者支援金等分を20万円から22万円に増額、介護納付金分は17万円のまま据え置きし、合計が102万円から104万円となり、2万円の増額となるものです。</p> <p>改正における市町村の手続きでございますが、賦課限度額のほか保険税の賦課については市町村の条例により定めることになっており、条例の制定改廃については、議会の議決によらなければなりません。こうしたことから、この賦課限度額の見直しについては、運営協議会への諮問・答申を経て、12月議会への条例改正の議案の提出を予定しております。</p> <p>なお、この手続きの場合では改正年度がずれることとなりますので、専決処分として先に条例改正を行い、事後に議会へ報告し承認を得るという方法もございますが、加入者へ負担をお願いするものでございますので、本市では運営協議会に諮り、議会の議決を経ることとしております。</p> <p>国の賦課限度額の見直しについての所沢市の考え方でございますが、将来にわたる安定的な制度運営のため、保険税水準の統一に向け県内市町村の足並みを揃える必要性がございます。</p> <p>こうしたことから、国の改定に沿って、本市の賦課限度額についても見直しを図るものでございます。</p> <p>次に、資料1をご参照ください。</p> <p>こちらの資料は、国が定めた法定賦課限度額の推移でございます。30年前の平成5年では50万円でございますが法定賦課限度額は、令和5年度には104万円と30年の間に2倍以上の引き上げを行っているところでございます。</p> <p>近年では、令和元年度以降、令和3年度を除いて法定賦課限度額は引き上げられており、令和5年度までの5年間で8万円の引き上げを行っております。このように国が法定賦課限度額を引き上げている理由といたしましては、高所得者層に負担をお願いすることで負担の大きい低所得・中間所得者層に配慮した保険税の設定が可能となるため、</p>
-------	--

<p>事 務 局</p>	<p>などとしております。</p> <p>続きまして、資料 2 をご覧ください。こちらの資料は埼玉県内市町村の令和 5 年度賦課限度額の状況についてお示したものでございます。</p> <p>上段の表の一番上の欄、令和 5 年度に賦課限度額が法定の 104 万円となっている市町村につきましては、18 市町村でございます。これらの市町村では、本市のように運営協議会に諮り、議会の議決を経る前に市町村長の専決処分により法定賦課限度額への改定を行っているものと思われま。</p> <p>その下の賦課限度額 102 万円ですが、こちらは現行の法定賦課限度額のひとつ前の額となっており、所沢市もこちらに含まれております。記載のとおり 43 市町となっておりまして、本市のほかに川口市や川越市、越谷市をはじめとし、多くの市でこの額となっております。これは、法定賦課限度額が国から示された後に、議会の議決を経て翌年度から引き上げを実施するため、1 年遅れで法定賦課限度額に追いつくこととなるためでございます。</p> <p>下段の表、他市の限度額改正予定をご覧ください。本市と同規模である川越市や越谷市、川口市、近隣市である入間市、狭山市、飯能市につきましては、本市と同様に本年度中に賦課限度額を法定賦課限度額の 104 万円とする旨を運営協議会に諮り、議会の議決を経た後、令和 6 年度から賦課限度額の引き上げを実施する予定であるとのことでございます。</p> <p>次に資料 3 をご覧ください。</p> <p>こちらの資料は、本市におきまして賦課限度額を現行の 102 万円から 104 万円に引き上げた際の税収の影響額についてお示したものでございます。</p> <p>上段の表をご覧ください。国民健康保険税は医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の 3 つで構成されており、賦課限度額につきましても、それぞれ定められております。</p> <p>今回の国の法定賦課限度額の改定につきましては、医療給付費分については現行の 65 万円に据え置き、後期高齢者支援金等分につきましては現行の 20 万円から 22 万円に 2 万円引き上げ、介護納付金分につきましては現行の 17 万円に据え置きとなります。結果として、合計で 2 万円を引き上げるものでございます。</p> <p>資料 3 の下段の表をご覧ください。こちらでは、現行の税率で賦課限度額を 102 万円から 104 万円に引き上げた場合の調定額（課税額）の影響を試算したものでございますが、賦課限度額を 2 万円引き上げ</p>
--------------	--

事務局	<p>ることで、約 2,250 万円、調定額が増えると試算しております。資料の一番下に記載がありますとおり、この 2,250 万円に令和 4 年度の収納率 93.52% を乗じ、約 2,100 万円の税込増を見込んでいます。</p> <p>次に資料 4 をご覧ください。</p> <p>こちらは、本市の賦課限度額を 2 万円引き上げた場合の所得階層ごとの課税額の影響についてお示ししたものでございます。</p> <p>表の左から 3 番目、「増額世帯数」の列をご覧ください。増額世帯数をみますと、世帯所得 700 万円弱から影響が出始め、800 万円を超えますと、その全世帯に影響があることがわかります。増額となる 1,125 世帯は全世帯である 48,883 世帯の 2.3% となっております。</p> <p>賦課限度額の改定についての説明は以上です。</p>
議長	事務局より、議題 1. 所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について説明がございました。ただいまの説明につきまして、委員の皆さまからご質問またはご意見はありますか。
委員	資料 1 について質問です。法定賦課限度額については国が引き上げを決めているとのことですが、今回の後期高齢者支援金等分を 2 万円引き上げ、医療給付費分を据え置くとしたことの根拠は、各都道府県に通知されているのでしょうか。
事務局	限度額引き上げの内訳に関する根拠は、特段示されておりません。国の方では、社会保険との整合性を図るために、社会保険加入者のうち一番上の所得階層に属する被保険者数の割合に、国民健康保険加入世帯のうち賦課限度額を超えている世帯数の割合を近づけるよう配慮しているところです。
委員	資料 4 についてですが、以前の賦課限度額の引き上げでは、それほど所得が多くない、例えば所得が 100 万円以下の世帯についても増税となる世帯がありましたが、今回の引き上げではそういったことはないということでしょうか。
事務局	<p>以前の引き上げでは医療給付費分の引き上げがありました。医療給付費分には資産割がございますので、所得が少ない世帯でも固定資産税を多く支払っている世帯については限度額超過となり、賦課限度額引き上げの影響を受ける場合がございます。</p> <p>今回の引き上げについては後期高齢者支援金等分のみ引き上げのため、資産割の影響額はなく、所得のみが影響するため、高額所得世帯だけが影響を受ける形になっています。</p>
議長	その他、ご意見等ありますか。資料 1 から 4 のほか、市長から諮問

議	長	を受けた内容に関してでも結構です。	
委	員	賦課限度額の改定について、先ほど資料の中に、18 市町村が専決処分を行っているとありました。専決のあり方や議会との関係について教えてください。	
事	務	局	<p>所沢市では、法定賦課限度額が国から示された後に、議会の議決を経て翌年度から引き上げを実施するという形をとっておりますが、県の方針では法定賦課限度額に毎年合わせることでされています。</p> <p>専決処分をしない限り、年度がずれてしまうことは避けられませんので、そのようにできれば望ましいとは思いますが、当市といたしましては被保険者の方々のご負担が増えることの影響を考えまして、運営協議会に諮問した後に議会の議決を経て、条例改正を行うこととしております。</p> <p>専決処分を行っているのは、これまで比較的規模の小さな町村部が多いという認識でしたが、最近では、さいたま市など規模の大きなところでも専決処分を行っております。</p> <p>県の運営方針との兼ね合いもありますので、当市においても今後どのような形で改定を行っていくべきか、運営協議会の皆様にご協力をいただければと考えているところでございます。</p>
議	長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>〔意見・質問なし〕</p> <p>ないようでしたら、この件につきましては次回も継続して委員の皆様にご審議をお願いすることといたしまして、続いて議題 2. その他について、事務局から説明をお願いします。</p>	
事	務	局	<p>それでは、その他といたしまして、前回の協議会におきましてご報告させていただきました、後期高齢者医療におけるマイナンバーの紐づけ誤りの発生について、その後の経緯を報告させていただきます。今回は、配布資料はございません。</p> <p>前回の協議会におきまして、マイナンバーの紐づけ誤りが発生した経緯、今後の対応の予定等をご説明させていただきましたが、本日は 2 点、改めてご報告させていただきます。</p> <p>1 点目といたしまして、高額介護合算療養費の振込誤りのその後についてです。</p> <p>まず、本来振り込まれるべき所沢市の被保険者資格を有する方につきましては、ご本人がこれまで医療費等の受け取りに使用されていた金融機関口座に、7 月 27 日に後期高齢者分、28 日に介護保険分をそれぞれに振り込みいたしました。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>また、誤って振り込みをしてしまった方につきましても、7月30日にご自宅に訪問いたしまして、改めて謝罪を行い、誤って振り込んでしまった分をお納めいただきました。</p> <p>2点目といたしましては、紐づけ誤りが生じた原因の究明についてです。</p> <p>今回の事案は、現在本市に住民登録のない住所地特例の方のマイナンバーを手作業で紐づける際に、同姓同名・同一生年月日の別人のマイナンバーと紐づけてしまうというミスが発生したのですが、過去の文書や担当者からの聞き取りにより、紐づけを行った時期が平成30年頃であったこと、当時のマイナンバー検索の手順などが明らかになりました。</p> <p>これに基づき、関係課やシステム担当業者の協力のもと、市民課の専用端末において当時の紐づけ作業を再現したところですが、</p> <p>現段階では、その結果を検証・分析しているところであり、誤りが生じた原因が特定されておりませんが、判明いたしましたら改めて皆様にもご報告させていただきたいと考えております。</p> <p>マイナンバーの紐づけ誤りについての報告は以上となります。</p> <p>続きまして、次回の協議会の日程について、お知らせいたします。</p> <p>第3回協議会は、10月18日（水）に市役所での開催を予定しております。</p> <p>また、11月に予定しております第4回協議会につきましては、現在調整中ですが、会場及び行事の都合により、通常開催しております水曜日以外、また会場につきましても市役所以外の場所となる可能性がございますので、ご承知おきいただきたいと思います。なお、委員の皆様には、開催通知にて正式にご案内させていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から、マイナンバーの紐づけ誤りの件と次回以降の日程について説明がありました。</p> <p>この件について、委員の皆様から何かご質問等ありますか。</p> <p>〔意見・質問なし〕</p> <p>それでは、これにて全ての議題は終了となりましたので、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>司 会</p>	<p>本橋会長におかれましては、長時間に渡り議長をお務めいただきましてありがとうございました。</p> <p>最後に、閉会のことばを赤坂職務代理よりお願いいたします。</p>
<p>職 務 代 理</p>	<p>閉会の挨拶</p>

様式第 2 号

司 会	それでは以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を終了とさせていただきます。 皆様お疲れ様でした。
-----	--

令和5年度第2回 所沢市国民健康保険運営協議会出欠表

令和5年8月23日現在

代表区分	推薦依頼先	出欠	氏名
被保険者代表	所沢青色申告会	欠	守谷友宏
	いるま野農業協同組合	出	越阪部敦子
	所沢市連合婦人会	出	齋藤千里
	所沢商工会議所	出	中早苗
	公募	出	大久保寛
	公募	出	小野葉子
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会	出	齋藤秀行
		欠	伊藤哲
		出	古敷谷淳
		出	廣瀬恒
	所沢市歯科医師会	出	下山賢一郎
	所沢市薬剤師会	欠	安達秀夫
公益代表	所沢商店街連合会	欠	宇佐美保政
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会	出	赤坂悦
	連合埼玉 西部第四地域協議会	出	矢島伸哉
	所沢市社会福祉協議会	出	本橋栄三
	所沢市自治連合会	出	廣川隆通
	知識経験者	欠	村田美智子
被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会 埼玉支部	欠	今井慎
	公立学校共済組合 埼玉支部	欠	渡邊しほり
	西武健康保険組合	出	荒川雄三

任期 令和6年12月31日まで